

## 株式の分割に関する基準日設定公告

平成 24 年 6 月 12 日

株主各位

静岡県静岡市駿河区中田本町 6 番 33 号

協立電機株式会社  
代表取締役社長 西 雅寛

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 24 年 7 月 1 日（日曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 1.2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 24 年 6 月 30 日（土曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

### お知らせ並びにご注意

1. 平成 24 年 7 月 1 日（日曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、口座管理機関（証券会社等）振替口座簿に記録されることになります。
2. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成 24 年 8 月上旬にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
3. 住所変更等の届出未済の方は、速やかに口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
TEL 0120-232-711（通話料無料）